



つばき時事通信

NO.37

高橋司法書士事務所

〒132-0003 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2F

TEL03-5664-2332 (代表)・03-6310-1878

FAX03-6323-4839

URL <http://www.takahasi-office.com/>

コラム

我が故郷（奥の細道）での芭蕉さん

私の田舎は「山形県最上郡最上町」山深い風光明媚なところであります。アクセスは、山形新幹線の終点「新庄駅」から、陸羽東線に乗り換え、2両編成の車両で約40分、東京駅からだと5時間30分。こうして説明すれば、いとも簡単ではあるが、実際はなかなか大変である。

車だと、「東北自動車道」で「古川」で降り、あとは国道47号線を1時間30分、ひたすら走るのみ。約6時間あまりかけて、漸くの到着であります。

山形県と宮城県の県境が私の故郷。源義経が兄頼朝に追われ、奥州「平泉」に逃避行の道筋であり、又、「奥の細道」で松尾芭蕉も通った街道でもある。

「奥の細道」での松尾芭蕉は、

松島や ああ松島や 松島や (松島)

夏草や 兵どもが夢の跡 (平泉)

閑かさや 岩にしみいる蟬の声 (立石寺)

五月雨を あつめて早し最上川 (大石田) など…数々の名句を詠んでいるが、

我が故郷を通った芭蕉は、仙台領鳴子の湯から、出羽領に越えようとする「尿前の関」は重要な関所であったし、又、あまり人は通ることなかったのもので、大分怪しまれたらしい。中山峠越えの山道は難所で大変時間を要したらしく、日が暮れ風雨がひどくなったので、尿前の関の封人の家（国境警備の役人）へ一夜の宿を求めた。

そこで詠んだ句が、「蚤虱馬の尿する枕もと (のみしらみ うまのしとする まくらもと)」。

三日間も風雨が吹き荒れ、留まることになったが、一晩中、蚤虱に責められ眠るどころではなかった。その上、枕元では馬の小便するという始末。芭蕉は散々な目にあっただろう。そこで「蚤虱馬の尿する枕もと」。こうして奥の細道の句で、最も下品な句がこうして生まれた。

いやいや、芭蕉さん、本当はそうではなかったはず、私も芭蕉が泊まったという「封人の家」（現在も現存）を拝観したことはあるが、芭蕉は奥座敷に寝かされたというのであるから、枕元で馬の小便などあり得ない。そりゃ～同じ家屋内で馬を飼育しているのだから、小便の音はしたろうけど…。

芭蕉さん、三日間も泊めてもらったのに、この句はあまりにもひどいではありませんか？

郷土の者からすれば、もうちょっと上品な句を詠んでほしかったなあ～

二 戸 裕

業務及び生活におけるちょっとした疑問点について皆様にお届けします。

〔相続の問題〕

Q 葬儀費用を相続債務とみることができるか。

父が亡くなり、長男が喪主として葬儀を行いました。相続人は他に次男、長女がいますが、葬儀にかかった費用はとりあえず私が出しましたが、次男、長女に請求できるのでしょうか。

A 相続人で話し合ったうえ、次男、長女の了解を得て被相続人の遺産から葬儀費用を出してもらうことは可能だと思われます。しかし、次男、長女が了解しないときは、葬儀費用は喪主として葬儀を執り行った長男の方の負担になることもあります。

〔葬儀費用は誰が負担するか〕

日本では、葬儀費用は被相続人の遺産の中から支出するという考え方が強く、実際にも相続財産の中から葬儀費用を支出し、残りの財産を相続人が分割するという遺産分割が行われることが多いと思われます。しかし、法律論として説明しようとするとき難しい問題があります。葬儀費用は、誰が負担すべきかについて、次のような考え方があります。

- ① 葬儀費用は、共同相続人間で分割されるという考え方
- ② 相続財産から負担するという考え方
- ③ 遺産分割により決定されるという考え方
- ④ 祭祀主宰者（喪主）が負担するという考え方
- ⑤ 慣習によるという考え方

以上については、裁判例もわかれており、まとめることは難しい状況です。

裁判例の中には、葬儀を実施挙行するのはあくまでも死者ではなく遺族等の死者に所縁のある者であることからすれば、葬儀費用は相続債務、すなわち相続財産が負担するとみるべきではなく、葬儀を自己の責任と計算において手配等して挙行した者（原則としては喪主）の負担となるものがあります。

実際の遺産分割協議や調停においては、共同相続人の同意を得て葬儀費用を相続債務とし、相続財産から葬儀費用を差し引いたうえ分割をするということが多いと思われます。

しかし、相続人の同意を得られないときは、上記の裁判例のように、祭祀主宰者の負担とせざるを得ないこともあると思われます。

〔葬儀費用とは何か〕

ところで、このように負担が問題となる葬儀費用とは、どんな内容の、どの範囲のものをいうのでしょうか。

裁判例では「葬式費用とは死者をとむらうのに直接必要な儀式費用をいうものと解するのが相当であるから、これには、棺柩その他の葬具・葬式場設営・読経・火葬の費用・人夫の給

料・墓地の代価、墓標に費用が含まれるのみであって、法要等の法事、石碑建立の費用は、これに含まれないと解する。」としたものがあります。これに対しては、墓地の代価は含まれないのではないか、葬儀の参列者への飲食代金や納骨代を含めてもよいのではないかという考え方もあります。結局のところ、被相続人の身分に応じてなされた葬儀費用はどの範囲のものか、慣習はどうか等を考慮して具体的に考えていくほかないと思われま

認定司法書士 高橋弘孝

[参考となる法令など]

民法 306 条 3 号、309 条

相続税法 13 条 1 項 2 号

東京地判昭和 61.1.28 判時 1222・79

※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主→過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き